

## 新型コロナウイルス関連情報（ポルトガルの検疫強化対象国・地域への追加）

令和3年1月13日

国内で変異ウイルスの感染者が確認された国・地域からの入国者を対象とする日本における新たな水際対策強化に関する新たな措置（昨年12月26日決定）のうち、1月13日、検疫の強化の対象国・地域にポルトガルが追加指定されました。この措置により、当国から渡航するすべての日本人帰国者及び外国人入国者の方々には、1月17日午前0時から同月末までの間、出国前72時間以内の検査証明が求められるとともに、入国時の検査が実施されます。同証明を提出できない場合は、検疫所長の指定する場所（検疫所が確保する宿泊施設に限る。）で14日間の待機が要請されますのでご注意ください。

なお、詳細は次のリンク先をご確認ください。  
[https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pwideareaspecificinfo\\_2021C011.html](https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pwideareaspecificinfo_2021C011.html)

### 【連絡先】

在ポルトガル日本国大使館 領事班

電話：+351-21-311-0560

FAX：+351-21-353-7600

Email: consular@lb.mofa.go.jp

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下のURLから停止手続きをお願いいたします。

<http://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

※当館に「在留届」を提出した方で帰国や転居済みの方は、以下のURLから帰国届又は転出届を提出してください。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/residencereport/login>